平成２７年（フ）第６６３８号
東京都江東区辰巳１丁目９―52―304
破産者　綱嶋　昭子
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６号
長野県下伊那郡下條村陽皐2006番地１
破産者　有限会社ワインショップひさわ
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第６７号
長野県下伊那郡下條村陽皐2006番地１
破産者　有限会社丸吉
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第５２０号
静岡市清水区銀座14番７号
破産者　有限会社エミール
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８９号
愛知県豊橋市中郷町192番地、商業登記簿上の本店所在地愛知県豊橋市植田町字西山田12番地７
破産者　株式会社ブロス
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第３１７１号
大阪市西淀川区花川２丁目４―48　406号
破産者　トーワコーポレーションこと　戸川　和俊
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６３２号
大阪府東大阪市南四条町11番17号
破産者　岡崎鶏卵生販株式会社
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８２０号
大阪市平野区背戸口２丁目13番７号
破産者　株式会社シュールダダ
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１１４号
神戸市中央区江戸町95番
破産者　ＴＢ商会株式会社
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１１５号
滋賀県大津市北比良957番地
破産者　有限会社トレックステーション
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３８４号
大阪市中央区内平野町１丁目２番９号
破産者　株式会社ライズクルー
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２９号
北九州市小倉南区田原４丁目６番20号
破産者　株式会社セルシオ
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３８３号
東京都八王子市小津町598番地
破産者　有限会社山雄建商
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８６９号
千葉市若葉区西都賀２丁目８番13―305号
破産者　飯高　靖代（旧姓滑川）
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９２６号
千葉県市原市光風台４丁目358番地
破産者　菅原美惠子
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４０４号
大阪府守口市南寺方南通１丁目７番25号
破産者　三和鉄工株式会社
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５４４号
大阪府泉大津市池浦町４丁目８番18号２階
破産者　有限会社Ａ’ＬＩＶＥ
1　決定年月日　平成28年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第９５８号
さいたま市中央区下落合５丁目10番５号
破産者　株式会社菫ファームズ
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６７５号
千葉市緑区おゆみ野１丁目25番地２　県営住宅Ｈ棟701号、開始決定時の住所千葉市稲毛区長沼町166番地55　長沼町ＫＨハイツＡ棟303号
破産者　篠﨑　純孝
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８８号
福井県あわら市市姫２丁目24番22号
破産者　有限会社田中タンス店
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３７号
福井市中ノ郷町第13号１番地１
破産者　株式会社三澤テキスタイル
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３６９号
静岡市葵区古庄３丁目27番３号
破産者　株式会社アルファー技研
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部